

平成30年第2回浅川町議会定例会

議事日程（第3号）

平成30年6月11日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例等の一部を改正する条例について）
- 日程第 2 承認第 2号 専決処分の報告及びその承認について（平成29年度浅川町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第 3 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認について（平成29年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 4 承認第 4号 専決処分の報告及びその承認について（平成29年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 5 承認第 5号 専決処分の報告及びその承認について（平成29年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第 6 承認第 6号 専決処分の報告及びその承認について（平成29年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- 日程第 7 議案第26号 浅川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を定めることについて
- 日程第 8 議案第27号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第28号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第29号 平成30年度浅川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第30号 平成30年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第31号 浅川町防災行政無線設備屋外拡声子局整備工事請負契約について
- 日程第13 同意第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 発議第 3号 浅川町介護保険利用者負担軽減対策事業条例を定めることについて
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程第に同じ

出席議員（12名）

1番 渡 辺 幸 雄 君

2番 金 成 英 起 君

3番	須藤浩二君	4番	緑川富士男君
5番	江田文男君	6番	笹島亮二君
7番	水野秀一君	8番	田中重忠君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	久保木芳夫君	12番	円谷忠吉君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	須藤一夫君	副町長	大谷修治君
教育長	内田賢寿君	総務課長	小針紀喜君
会計管理者	須藤寿行君	建設水道課長	八代敏彦君
税務課長	菊池三重子君	住民課長	江田豊寿君
保健福祉課長	坂本高志君	農政商工課長	岡部真君
学校教育課長 兼社会教育課長	生田目源寿君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	岡部栄也	主任主査	佐川建治
--------	------	------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 3点ほど伺いたいと思います。

まず、1点目ですが、新旧対照表で言います。2ページにあります個人町民税の均等割の非課税世帯の所得が10万円加算されました。これによって、どのくらいの世帯が新たに軽減されるようになるのか伺いたいと思います。

それから、2点目ですが、加熱式たばこが課税されるということになります。ということは、今までこれは課税されていなかったということなんでしょうか。それから、課税されるということであれば、いつから課税されるのか。附則のほうに書いてあるんでしょうけれども、ちょっといろいろ複雑でわからないので、お答えを願いたいと思います。

3点目、たばこ税の税率が引き上げられます。これはたばこ代が上がるということなんでしょうか。上がるとすれば、いつからなのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 該当する世帯数については、今のところまだ把握しておりません。

それから、加熱式たばこの課税についてなんですが、今まで、分類上パイプたばこの中に含まれておりましたので、今回、加熱式たばこ、電子たばこというものです、その分を分けて課税されるようになりました。30年10月1日から5年間かけて税の税額の改正がされていきます。

それから、たばこ税の税率が上がることによって、たばこの金額が上がるのかということについては、申しわけありません、ちょっと今把握していないんですが、たばこの金額の中での今のところ割合かとは思いますが、今のところちょっと、たばこの代金が上がるということが記載されていないので、この辺につきましては、ちょっと今のところ把握していません。申しわけありません。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目ですが、10万円の加算でどのくらいの世帯が新たに軽減されるようになるのかという点については、新年度の分については把握していないと。前年度で見ると大体どのぐらいいなりそうかというのわかりますか。わかったらお答えいただきたいと思います。

2点目は、今まではパイプたばこに加熱式たばこが含まれていたけれども、今度から分けてやるんだということで、加熱式たばこをパイプたばこと分けることによって、加熱式たばこの税率は上るんですか。その点を2点目で伺いたいと思います。

3点目ですが、そのたばこ代が上がるかどうかは明示されていないのでわからないということでした。それはいいです。

これ、たばこ税の税率が上がるのはいつからでしたか。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 税率が変わるのは、ことしの10月1日からになるかと思われます。

非課税世帯の数、ちょっと把握していませんので、調べまして後ほどお答えしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「2点目の加熱たばこ」の声あり〕

○税務課長（菊池三重子君） 加熱式たばこの税率については、分けても今までと変わらないと思われます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、いいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 税率については変わらないというような今の話でありましたが、ただ、加熱式たばこについて引き上げられることは仕方ないですね。そうすると、浅川町のたばこ税から入る収入ですね、歳入、これはふえるんですか。若干ふえるのかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） たばこ税につきましては、申告納付ということになっております。その年に何本売れたかという毎月ごとの申告によって金額が変わりますので、今、その上がるかどうかということはまだ未定でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今までは加熱式たばこについては安かったんでしょう。そうすると、それは今度は高くなるというような、そういうことが出てくるのではないんですか。新しい加熱式たばこも、今までは非課税

だということではなかったと思うんですけども、そうすると、やっぱり一定の増収になる、これは間違いのないのではないですか。増収というか、歳入の増につながるのには確かではないのかなと思うんですが。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 電子たばこ、1本当たり紙巻たばこに換算すれば何本というふうな数え方になっていまして、税額じゃなくて、たばこの金額が上がれば税収も上がるかとは思いますが、ちょっとその辺、まだ金額とかそういうのを把握していませんので、すみません、後で調べておきます。申しわけありません。

〔「ぜひ調べておいて」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例等の一部を改正する条例について）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（平成29年度浅川町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ないですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この補正予算の中で、8ページの歳入の部分、法人町民税の170万の減というのは、どういうものなのか。

それから2つ目には、ページ13の不動産売払収入127万2,000円。これはどういうものを売り払ったという部分なんですか。

それから、3番目は、この森林再生事業の各委託事業の、いわゆる委託業者、そしてその追加費の概要、こういうものは、この補正予算が成立し、その後やるということになるんですか。29年度で既に委託料というも

のは実行されているやに私は思っていたんですが、そうではなくて、この補正予算は確定でありますから、もう既にやられたところの残りというようなことになるんでありますか。その辺がちょっと理解できませんので、お伺いしたいと思います。

4つ目には、いわゆるこの予備費の留保財源が1億624万だということでもありますけれども、その多くはこども園の遊具のものだと思うんですが、その他、大きなこの留保財源から繰り出す理由は何を指しているのかということでお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 予算書の8ページの1款1項1目個人町民税の10万円の減額についてなんですが、当初、約35万円ぐらい滞納繰越分の収納を見込んでおりましたが、実績により、そこまで収納が見込めなかったということで減額いたしました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 13ページ、16款2項1目の不動産売払収入でございますけれども、これについては、町有地の売り払いということで、3件を売り払いしました。その結果、127万2,000円の売り払いといたしますか、それらを法定外公共物ということで売り払いをしたわけでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 3点目の森林再生の件でございますが、29年度で当初予算で5,200万円の計上をしておりました。それで、3月時点の補正のときに繰り越しをしましたけれども、今回160万円減額をしているものについては、入札の結果により、不用額と確実に見込まれる160万円については、今回減額させていただきました。5,200万円のうち、160万円を差し引いた5,040万円が現計の予算となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 予備費の関係でございますけれども、これにつきましては、交付税関係で確定により増額になっております。また、先ほど議員言われたとおり、こども園関係で、専決で落としました。それらを合わせまして、今回、補正額が1億624万1,000円になったところでございます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 個人町民税のこれは、いわゆる見込額の違いと、こういうことなのでありますか。これは、前年と比べてそういう見込み、出納がいろいろやって、法人はそんなに、個人のように数多くないので、きちんとしたそういう見込みが見られるのではないのかなど、こういうふうに一般的には思うんですけれども、そういうのはないのでありますか。その点お伺いしたいと思います。

それから、この町有地の売り払いについて、3カ所だというふうにご答弁がありました。これは、私の記憶ではどことどこというように記憶がないんですけれども、その3カ所はどことどこで、その面積やその内容です

ね、そのことについても答弁願いたいと思います。

最後は、わかりました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 29年度の滞繰分につきましては、前年度並みかそれ以上の収納率を目指してまいりましたが、ちょっと努力が足りなかったのか、思っていたよりも収納が見込めませんでしたので、このままですと収入欠陥ということになってしまいますので、10万円ほど落とさせていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 3カ所ということでございましたけれども、1つ目が箕輪でございます。箕輪については192平米ほど、さらには浅川字背戸谷地ということで71.34平米、小貫については465平米ということで、それぞれ3カ所になったわけでございます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる法人町民税の170万の補正でありますね。それは170万の増ですね。私、減と先ほど言ったと思うのでありますが、法人町民税の歳入の170万の増。ですから、増になったことについては、それらにきちっとあれがわかるのではないのかなというふうに思うんでありますが、その点どうなんでありますでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 法人町民税につきましては、法人町民税も申告の納付となっております。それにより、法人割額の増額がありましたので、この分、増額の補正となりました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 何点かお聞きしたいと思います。

まず、6ページの繰越明許費の中で、（2）で廃止をしました幼保一体化関連の4,838万円、これはいわゆる開発行為の協議が必要なために廃止するというところでございました。

それで、開発行為の協議に変更があったためということでございますが、これについてもうちちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。

それから、8ページの1款2項1目の固定資産税の現年課税分の1節ですか、800万円の増額であります。これについて、どういう理由でこれだけ増額になったのか、それについてご説明いただきたいと思います。

次に、17ページ、3款2項7目幼保一体化施設整備事業費4,635万の減額であります。これは先ほどの繰越明許費の廃止とあわせてご説明いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 会計管理者、須藤寿行君。

○会計管理者（須藤寿行君） それでは、前任者ということでお答えしたいと思います。

開発行為が今後引き続き続くということでございますが、遊具を設置することによりまして、園庭の雨水容量のボリュームが変更となります、設置する足とかそういうものが園庭の中に入ってきますので。そのボリューム計算を再計算するというのと、建設事務所との再協議が必要となつてまいりますので、そのために一旦繰越明許費で計上したものを落とすものでございます。

今後の設計で遊具の容量が確定されておられませんので、これから開発行為の協議を行っていくこととなりますが、協議だけでも約3カ月かかっている状況がございますので、ちょっと今後どれくらいの時間がかかるかわからないということで、繰越明許費を減額するものでございます。

それから、17ページの幼保一体化施設整備事業費の減額については、ただいま説明したことから、一旦委託料、工事請負費、備品購入費を、29年度分の費用を減額するものでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 固定資産税の800万円の増額についてなんですが、これにつきましては、年度末、5月31日までに収納のあったものについて、実績にあわせて増額となりました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この幼保一体化のほうの開発行為の協議ということで説明ありましたが、私もこの辺よくわからないんですけども、開発行為というのは、事業が始まる前に、3,000平米とか5,000平米とか総体的な事業に要するその用地ですか、それについて結局協議するということではないのかというふうに理解しているんですよ。それは、例えば施設の一部が変更になったとか、大きくなったとか、そういうことは、いわゆる開発行為の協議の対象にはなっていないのではないですか。その辺をもっと詳しくお聞きしたいと思います。

なおさらのこと、遊具を設置するについては、これは開発行為の協議とは全く関係ないのではないかなという理解をしているんですが、この辺について、再度詳しくご説明いただきたいと思います。

それから、きのう、おとといですか、一般質問の10番議員の質問への答弁ですか、この中で、地盤を15センチ上げたという話も出てきましたね。これは、あの幼保一体化事業のこども園の敷地全体を15センチ上げたということの変更だったのか。この変更については、今まで私ども議会の中では一度も説明がなかったと思うんです。これについてもどういうことだったのか、ご説明をいただきたいと思います。

それから、8ページの固定資産税の800万円の増額の件ですが、これは実績に基づいて800万ふやしたということでお聞きしましたが、何が理由だったのか、増額。要するに固定資産の評価が上がって増収になったのか。その辺についてご説明いただけますか。

というのは、固定資産税が、いわゆる実績として増額になったということであれば、それは理由があるわけでしょう。今までの例年と比べ、特に新築家屋がうんとふえたとか、新しい工場ができたとか、そういう何か要因があったと思うんですが、それについて私はお聞きしたかったんですが、わかれば。

以上、2点について。

○議長（円谷忠吉君） 会計管理者、須藤寿行君。

○会計管理者（須藤寿行君） 開発行為につきましては、確かに3,000平米以上の土地を開発する場合に申請が

必要になるものでございます。

開発行為の中身につきましては、あくまで土地ということでありまして、これまでの変更の中では、軟弱地盤対策、それからフェンスの延長、それから消火栓の設置位置、そして建物のG Lを15センチ上げることによる調整池のボリュームの増等についての協議が必要となり協議をしてきたところではありますが、あくまでそういうものの変更については開発行為の変更の協議が必要となるものでございます。

それから、地盤を15センチ上げたというものは、建物だけの地盤を上げたものでございます。それによりまして、敷地の勾配が変更になってまいります。これまで、人にやさしいまちづくり条例の緩やかな勾配で設計してきたところではありますが、敷地全体が非常に広く、緩やかな勾配ですと水たまりができてしまうということで、15センチほど上げたところでございます。そのまちづくり条例に基づく設計の勾配につきましては、玄関付近だけでよいということになりましたので、駐車場、それから通路については、勾配を上げた、傾斜を多少きつくしたということでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 固定資産税は、前年の、前年というか、課税する年の1月1日現在のものについて課税いたしますので、年度途中の新築家屋の戸数の増とか中身の増額というようなことで変更があるものではなく、収納率が上がったために800万円ほど追加させていただきました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 固定資産税の件についてはわかりました。収納率が、いわゆる上がったということで、はい、わかりました。

それで、開発行為協議ということについて、今説明いただいたんですが、そうすると、地盤を上げたという説明をしましたが、地盤を上げた。いわゆる建物の玄関付近の地盤を上げただけだったんですね。この間の説明ですと、そうはとれないですね。

それから、この玄関付近だけ上げた程度の変更が開発協議の対象になるんですか。これはちょっと、対象にはならないんじゃないですか。

それから、建物のG Lを上げたということは、建物全体の高さを上げたということなんですか。これなんかも開発行為の協議の対象になるんですか。あくまでも敷地面積全体、開発行為ですから、このところのこの原野なら原野をこれぐらいの面積で結局開発すると、それについての開発協議ということだと思いのですね。

今聞いていますと、建物だとか、あとフェンスの延長とか、あと消火栓の位置だとか、そういったことを答弁していますけれども、そういうものは開発行為の協議に該当するのかなのか。

それから、担当課長ということでは、担当課長の答弁では、それは二、三回、いわゆる協議をした。今回、遊具を取りつけるについて、また協議が必要で、その協議については、先ほどの答弁ですと、3カ月ぐらいかかると。だから遊具の取り付けが急々にできないという、こういう理由づけをしています。この辺について、もうちょっとしっかりした間違いのない答弁をお聞かせいただきたいんですが。

○議長（円谷忠吉君） 会計管理者、須藤寿行君。

○会計管理者（須藤寿行君） 地盤の変更につきましては、建物全体を15センチ上げるということでありまして、傾斜の緩やかな施工については、玄関付近だけでよいということでありまして、その他駐車場・通路については、若干傾斜をきつくしたということでございます。

なお、一番問題になりますのは、雨水の流れや雨水の容量がどうなるのかということの協議が一番必要になってくるものでありまして、遊具を1号調整池の中に入れますと、1号調整池の容量が変更になってまいります。そのために遊具の設置に係りましては、雨水容量の変更の協議が必要となってまいります。

消火栓の位置なんかも、防火エリアの状況を協議しなければなりませんので、開発行為の変更が必要となってまいります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、6ページの繰越明許の取り消しというのですか、これに関しては、普通は繰越明許した費用を全額落としてしまうというのではないと思うんですね。翌年度できちんと消化すると。

今回落としたというのは、翌年度、つまり今年度でこれは消化できないと。つまり、遊具の設置事業は今年度では完了しそうもないと、こういう見込みから全額落とすということなんですか。確認をしたいというふうに思います。

それから、2点目として、10ページ、保育所の入所負担金372万円が減額になりました。この理由を伺いたいというふうに思います。

それから、13ページの不動産売払収入について。先ほど10番議員のほうから質問がありましたけれども、それに続いてお尋ねしたいんですけれども、それぞれの地目と1平米当たりの単価、それから町有地利活用審議会には諮ったのかどうか、その点について伺いたいというふうに思います。

それから、15ページの定住・移住居住環境整備補助金、これが皆減になっております。全額減額になるということになっておりますけれども、空き家によそから移ってきて住みたい方がいれば、その空き家を修繕する補助金を100万円まで出しますという事業だったというふうに思うんですけれども、2軒分、200万円計上されていたわけですが、全額減額ということで、これはどういう応募状況だったんでしょうか、伺いたいと思います。

それから、16ページの出生祝金の絡みで、平成29年度、浅川町では子供は何人生まれたんでしょうか、伺いたいと思います。

それから、18ページ、一番上にありますけれども、集団健診の委託料が555万円減額になりました。この理由について伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 会計管理者、須藤寿行君。

○会計管理者（須藤寿行君） 繰越明許費の減でございますが、前回、第5回目の変更届の状況を見ますと、昨年の平成29年4月後半から建設事務所と変更の協議を行ってまいりました。

これについては、軟弱対策工が要らなくなったということ。それから、建物のGL変更に伴って、建物の地盤を上げたために調整池の容量が多くなったということの協議でございますが、昨年の4月から協議をしたものが、申請を出せたのが平成29年10月27日、そして許可をいただいたのが平成29年12月14日ということで、一

定程度協議、それから申請について時間がかかるものでございますので、一旦繰越明許費については取り下げたという経過でございます。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） それでは、今年度の予定なのですが、遊具の設置につきましては、この後議案で出てきますが、6月の補正予算、こちらで委託料を再掲しております。お認めいただければ、この後、早速教育委員会で動きまして、県中建設事務所との協議を進めてまいりまして、遊具設置を早くしたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 民生費の現年度分の入所負担金についてということですが、3月の確定予算ということで今回計上しているようなんですけれども、当初予算から、手元の資料ですと372万5,000円減額になったということで、確定値が1,800万程度なんですけれども、入所に関しては、途中異動は多少あるんですけれども、割り増し分の延長保育とかの料金の多少ずれはありまして、年度当初の時点で、金額的にちょっと多目の金額だったのかなというふうにしか判断できないんですけれども。ちょっと金額的には多目の減額になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 3点目、不動産売払収入のうち、先ほど答弁した中の箕輪のところですが、これについては、法定外公共物、いわゆる水路と農道のところでございます。それを、箕輪地区のコンビニエンスストアができたところについての払い下げでございまして、全部で192平米、単価については、平米当たり6,031円ということで払い下げをしております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 売払収入、そのほか2点でございます。

1点目は、浅川字背戸谷地地内、これについては雑種地だったと思います。単価が、雑種地では500円程度。小貫字虻沢山ということで、これについては山林だったものですから、単価が172円ということでございます。

なお、いずれも、箕輪地内、大字浅川字背戸谷地地内、小貫字虻沢山地内、いずれも農地・山林等でございますので、利活用審議会については開催はしておりません。

以上です。

すみません、引き続きでございますけれども、15ページの2款1項13目19節の負担金、補助及び交付金の定住・移住環境整備事業補助金ということで、移住された方が家を買ったりした場合について、改修の補助を出します。これについては、1件の申し込みもありませんでした。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 出生祝金に関する出生人数ということなんですけれども、手元の決算資料ですと、実績で140万という金額なんですけれども、第1子に関しては1万円ということで、この数ではなくて、

第2子、第3子のお祝金もありまして、金額的につかんではおりませんので、後ほど確認して、昨年度の人数を報告したいと思います。

続きまして、4款1項9目健康増進事業費の委託料の集団健診委託料の減額なんですけれども、委託の健診の項目が、心電図、眼底検査、その他、約20項目ほどありまして、いずれも当初予算で受診できないようなことがないような形で多目の予算をとっていきまして、それぞれの予算が全ての項目で人数が減になりまして、その合計金額が541万円という形になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目の繰越明許費を落とした理由というのは、今年度ではできないという見通しからではなくて、時間が相当かかる見込みなので落としたと。

学校教育課長のほうからは、6月議会で設計の予算が認められれば、その後は迅速にやって、なるべく早く遊具設置を完了させたいということなので、今年度内の完了を目指すということに変わりはないんだというふうに思うんですけども、その点を再度確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、8番議員の続きになるんですが、開発協議を今やっているんだと。開発の変更協議ですか、それをやっているんだということで、その内容はいろいろと説明になりました。

軟弱地盤対策の協議を今ごろやっているんですか。具体的には、どこの部分でどういう問題があって、今軟弱地盤対策の協議をしなければならぬのか説明を願いたいと思います。

それから、フェンスの延長についても今協議をしていると。フェンスの延長は、最初からそんなのはわかっていたんじゃないですか、はっきり言って。今ごろ協議しているんですか。

それから、消火栓の位置、こういうのも建物の設計の段階でもうとっくに決まっていて、何を今さらそんなことで協議しているのかどうか。私の聞き違いでなければ、そういう説明があったんですけども、よくわからない。

それから、この遊具設置が進まない原因というのは、開発協議で、最初決まった1号配水池の容量、これが建物の高さを15センチ上げたために変更が生じてしまったと。最初の協議の容量よりも減ってしまったということだと思うんですけども、多分。

まず、そういうふうな開発協議の変更が生じるような15センチを上げるというのを何でやったのかということと、それから、15センチ上げて、その傾斜が生まれたと。でも、それは玄関付近なのでということですけども、玄関付近は1号調整池じゃなくて2号調整池の上ですよ。そうしたら、何でその園庭、1号調整池である園庭の容量に影響があるのかよくわからない。その辺がどうもよくわからない。その辺の今の状況をもう少しとわかりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。

3点目の保育所の入所の負担金372万円の減の理由。年度途中での人員の若干の変更があったのと、割り増し料金のかかる延長保育の変更があったということが理由ではないかということですが、課長のほうからも、ちょっと多目ですねという見解が示されました。372万円も何でこれ、こんなに大きく見込みが違ったんですか。何人分ぐらいなるんですかね、372万円という。再度伺いたいというふうに思います。

それから、5点目の定住・移住の件はわかりました。

出生祝金、平成29年度、何人浅川町で子供が生まれたかというのは、後ほど調べてお答えいただきたいと思っています。

そのほかは結構です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 遊具につきましては、今年度早い時期に設置できるよう準備する考えであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 会計管理者、須藤寿行君。

○会計管理者（須藤寿行君） 開発行為の変更につきましては、昨年行ってきたものをお話したところがございます。軟弱地盤、それからフェンスの防護柵、それから消火栓の位置については、これまでやってきた経過をお話したものでございまして、建物全体のGLを15センチ上げることによりまして、1号調整池、園庭の面積がふえることとなります。ですので、その容量がふえるということになりますので、その辺の協議を行ってきたところであります。

それから、玄関付近については、玄関付近のみ緩やかな傾斜でよいということになりましたので、建物全体を上げて、それにすりつけまして、駐車場、それから通路については、舗装の傾斜を若干きつくしてきた経過ということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、江田豊寿君。

○住民課長（江田豊寿君） 関連している部分で、当時建設工事を担当していましたので、今の経過も若干関連しますので、補足といいますか、説明をしたいと思えます。

まず、建物を15センチ上げたという件ですけれども、まず、段階的に造成工事の基本計画では、これについては変更はございませんでした。建築工事を発注しまして、最終的な仕上がり、駐車場周辺を含めたその周辺の雨水排水、これの勾配がうまくとれなかったということで、水たまりとかそういった排水処理に支障を来すということで検討した結果、建物分を15センチ程度上げれば、駐車場等を広く、ある部分の勾配もとれるということで、建物を若干上げさせてもらいました。

その関係で、園庭につきましても、建物が15センチ上がりまして、園庭の1号調整池の容量、数字的には今は覚えていませんけれども、六百何立米の当初開発行為の貯水量でした。それに対して、15センチ上げたことによって22立米程度貯水量がふえたという状況になったわけでございます。

それらを踏まえまして、今回の6ページの遊具設置、これにつきましては、園庭部分に遊具を設置するというふうに予定をしていますので、園庭については1号調整池というふうになっていますので、その調整池の容量、遊具に伴っての減になる部分が出てくるのではないかとということが開発行為の中において、許可したその有効貯水量を減じてしまうのではないかとということになってきます。

ただ、今話ししましたように、建物を15センチ上げたことによって、22立米程度の計画以上の調整池容量がありますので、開発行為の中においても、計画容量に支障を来すことなく遊具は設置できる見込みということではあるんですけれども、開発行為で1号調整池の許可を得た関係上、その開発行為の協議が必要だということで、見通し的には、計画貯水量を下げるわけではないので設置できる方向ということで教育課長からも説明

があったかと思えます。

そういった開発行為の関連した部分の協議ということが出てきますので、今回、開発行為の協議が必要ということで、繰越予算であったものを平成30年度予算に組み替えるということですが、この遊具設置に関しては、一定程度協議もこれは必要かと思えますが、日常発注されているものではなくて、製品自体が受注生産ということになってきますと、繰越予算の中で、来年3月までに完成を見込む予定ではありますけれども、製造会社等の都合により、場合によっては納期が間に合わないというケースもあった場合には、繰越明許から事故繰越というふうになってくる関係もありますので、繰越明許費については今回一旦廃止をさせていただきまして、30年度予算に計上したと。

そういう中において、予定とすれば、31年3月までには完成する方向で実施しようという中身ではありますけれども、そういった関係で、今回繰越予算を廃止しまして、30年度予算で30年度中の完成見込みを見るということでございます。

ちょっと戻りまして、その15センチ上げたという件については、今、当時の建築工事の変更箇所についても説明をしましたが、確かに15センチの部分は当時説明をしていなかった部分もあろうかと思えます。正直言います、大規模な工事の関係上、全ての変更をご説明するというふうにはいかなかった部分もありましたので、大きく変更になった主要な部分について説明をして了解をいただいたというような経過でございまして、この15センチの部分については、今話したように、雨水排水の勾配を確保するためにどうしてもとらざるを得なかったということで、その部分については説明不足はあったかと思えます。

当初から15センチ、その勾配は見込めるだろうということは、当然、机上論なんですけれども、實際上、いろいろ施工してみると、どうしても駐車場の勾配がとれないということで、やっぱり冬場の凍結防止とかいろいろな予想を考えて、路面排水がきちんと排水されるようにということで検討した結果、建物部分を上げさせてもらったということで、そういう経過に基づいて、昨年度対応したものでございます。

補足ですが、以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 保育所の入所負担金ということなんですけれども、ちょっと私は認識不足だったんですけれども、保育料に関しましては、2子目、3番目の子供を預けることによって減額措置がとられておるようであります。

その中で、現在入っている人数と見込みの人数を当初予算で計上しておりまして、所得判定に基づいて入所の入所料金を決定するわけなんですけれども、その後に2分の1という形で、2子目から生まれる形を月ごとに計算しておりまして、最終的に減額分が2分の1された金額という、大まかな数字になりますけれども、当初予算に比較して、保育料が2分の1減額措置をされた部分の金額に値するというふうに思われますので、以上のような数字かなというふうには考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この幼保一体の繰越しの絡みでは、最初から住民課長のような発言をしてもらえれば、

こんなにごちゃごちゃと長い時間かけないで済んだと思うんですけども、かなりわかりました。

そうすると、造成設計が甘かったんじゃないかと。造成設計どおり工事をやって、ところが勾配がとれずに水の流れが悪かったということで、建物の地盤を上げて、それを壁にして第1調整池の容量をふやしたという流れだというふうに思うんですけども、そこに問題があったというふうに思いませんか。

それから、軽微なものは、変更はたくさんあって、軽微なものも逐一は報告しなかったということなんですけれども、これは遊具の設置ができるかできないかという大きな変更にあたるので、私は議会に報告があつてしかるべきであったのではないかなというふうに思うんですけども、その辺についてはどのように認識をされておりますか。それで終わりにします。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、江田豊寿君。

○住民課長（江田豊寿君） ただいま説明ありました15センチ上げたということで、造成工事との関係ですが、造成工事については、基本的に造成の計画高については変更はございませんでした。建物を建てる時点で、本来ですと、当然詳細設計をやって勾配を見てということもあろうかと思うんですが、あくまでも机上論であつて、現実、本当に現場で施工段階で勾配がとれるのかということは、数字上確認をした中において、1%未満の勾配で見えていましたので、施工形態によって、本当に1%未満の勾配を、一定のあの駐車場に勾配をつけるというのは非常に至難のわざで、なおかつ、将来的には、一度掘削をして埋め戻しますので、自然転圧ということで勾配が変わる可能性もあるということで、基本的には1%近い勾配を持っていないと将来的には水たまりができてしまうという、その不確定要素もありましたので、設計段階では見込めない、そういった部分について検討した結果、15センチほど上げさせてもらったという内容です。

この辺の変更の報告なんですけど、路面排水の件でもありましたので、詳しくは変更の対象の内容で説明をしなかったというふうに当時記憶しております。

園庭の1号調整池の容量、これがふえたということで、これは意図的にふやしたものではなくて、当初は貯水量を確保する目的だったのですが、建物が上がった関係上、結果として実績上ふえたということです。

その中においては、当然遊具も設置する計画はあつたということで、その分の容量も見て園庭の容量を計算していればこのようなことはなかったというふうには思いますけれども、遊具の設置に伴って容量がどれだけ減るかというものについては、遊具の種類、どの程度影響するのかという詳細、本当に10立米の容量を、大きく容量を変える要素はないということではあつたんですけども、具体的な遊具の詳細がわかりませんでしたので数字的には出せなかったということの関係上、遊具が後になってしまった関係上、そういったことで今回の繰越予算とか30年度予算に計上したということですので、当初から遊具も考慮して設計してあれば、それは一定程度計算できたんでしょうけれども、それは経過の中でいろいろあつたというか、結果的にこうなりましたけれども、そういうことを踏まえて今後遊具を設置していくということで、容量には支障はないという見込みで進めていますので、30年度の予算の中で遊具は設置されるものというふうに判断しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 学校教育課の遊具についてお伺いいたします。

というのは、今のいろんな説明を聞いて、15センチでは開発行為だと、そういうことを言って、開所式のとときに遊具ができていなかったというのは、まことに遺憾です。

それで、一番迷惑かかっているのは子供たちじゃないですか。だって、今、現に4月、5月、6月、天気の良い日に遊具で遊べないんですよ。遊具で遊ぶということは、やっぱり遊びながら学ぶこともいっぱいあると思うんですよ。それができないというのは、大変だと思います。

それで、さっき学校教育課長が6月の補正もらったら準備すると言いましたが、当然準備は大事です。準備したら、30年度、今年度でできるのかできないのか、まずお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

今後のスケジュールなんですけど、こちらで考えているのは、先ほども申し上げました、今後、県中建設事務所とのまず協議が必要になります。それは、先ほどから申し上げております開発行為の関係です。

それには、遊具の具体的な図面を提出しなければなりません。その図面をこれから引きまして、それを持って県中建設事務所へ協議に参ります。その結果に基づきまして、協議だけで済むか、開発行為の手続が必要になるかは、これからになります。その結果で、今度工事を始めたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 何か、すぐは恐らくできないでしょう。そうすると、早くても秋口あるいは寒いときですよ。そうすると、今の年長というのですか、上の子供は遊べなくて卒園する可能性があるんですよ。これは大事なことじゃないですか。

ですから、どっちにしても、できていないのはもう間違いないんですから、いち早く今年度中にできることをお願いいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですね。

○5番（江田文男君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（平成29年度浅川町一般会計補正予算（第6号））を起立によって採決します。

お諮りします。本案は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（平成29年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ないですか。

8番、田中君。

○8番（田中重忠君） 質問者をお願いしてほしいんですが、まず、何ページというところから入っていただくように。そうでないと、ちょっと追えないものですから。よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 質疑のある方は、何ページとページを言って、それから言ってください。お願いします。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 28ページです。

28ページの一番上の一般被保険者療養給付費が1割近く減額補正されておりますけれども、この理由について、特徴的な理由がありましたら、ご説明願いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 当初予算と比較して療養給付費が減額になったということなんですけれども、逆に言いますと、療養給付費を当初予算で多目にとってあるというこの予算の会計の仕組みがあると思うんですけれども、その中で、実際にかかった金額が、今回歳入が確定しまして、その総額を歳出予算の療養給付費から減額したということで、目立った、例えば疾病による、前年度と比較して大きな、例えば最新療法を必要とする疾病があったとかという報告は受けていませんので、そういった形での減額というふうに捉えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

10番、ページ数言ってください。

○10番（角田 勝君） 今のところの継続で私もお伺いしようと思ったんですが、こんなに多くの見積もりをしていたと、こういうことになるんですか。

そうすると、今までのこの会計の療養費の計算、こういうものは、実際上はこんなに高く今までも見積もっていたと、こういうことになるんですか。

それと、多い多いという形で、もちろん利用して、最終的にはこのように確定の予算を補正で出すと、こういうふうなやり方だったと思うんですが、例えばインフルエンザは多く発生しなかったとか、何かそういう特別なことは何もない。全くそういう見積もりの違いであったと、こういうことなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 補正前の金額をごらんいただきたいと思うんですけども、4億7,000万という金額です。

これが当初見込んでいる療養給付費の総額ですので、1割には満たないと思うんですけども、9%が残ったという形なので、いわゆる当初の見込みの中でどのぐらいの予算を見込むかという点ですが、結論から言えば、10%に満たない金額でしたので、ほぼ見積もりとしては適当であったのかなというふうには考えております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） はい、わかりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（平成29年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（平成29年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（平成29年度浅川町介護保険特別会

計補正予算（第4号）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、承認第5号 専決処分の報告及びその承認について（平成29年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、承認第5号 専決処分の報告及びその承認について（平成29年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、承認第6号 専決処分の報告及びその承認について（平成29年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、承認第6号 専決処分の報告及びその承認について（平成29年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、議案第26号 浅川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） これは町に移管される、そういうものであるという説明がありましたけれども、現在、浅川町あるいはこの近隣の町村に、この在宅の、いわゆるこのような居宅介護支援事業をやっているという、そういう施設、箇所、そういうのはあるのでしょうか。あれば、どういうところで、どういう規模かというようにお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 居宅事業サービスを行っている事業所ということなんですけれども、浅川町でいえば、地域福祉センター、ここにいるケアマネージャーが居宅サービスの支援を行っているという形。町外でいいますと、そのほかに民間の施設もかなりありまして、例えば石川町でいいますと、石川デイサービスセンターとか、南東北春日リハビリ石川ということで、そのほか各そういった、近隣でいいますと約20ぐらいの事業所がございます。

そういった形で、その町に所属するところということですので、今回の条例に関しましては、浅川町にそういった施設が生まれた場合に、浅川町でその認可を行うということになります。

よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 浅川町では福祉センターが、実際、ホームヘルパーが在宅のこういう事業をやっているということで、私もそうなのかなと思ったんですが。ただ、そうすると今まで浅川町でやっていたそういう事業所は、このような形で指定されていなかったのでしょうか。指定はされていたんだけれども、そういうさまざまな問題について、今度はきちっと整理して、浅川町が正式に指定をすると、こういうふうなことになるんですか。そのための条例の制定なんですか。この辺をわかりやすくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 今回の条例改正は、その指定の権限が県から浅川町に移譲されたということです。

つまり、福祉センターは県から指定を受けていまして、その指定の権限が浅川町に移譲されることによって、要するに、そのケアサービスのケアマネージャーの指導だったり、そういった関係がより身近なものになるということで、介護サービスを充実させるために権限を移譲させて、身近なエリアの中で包括的なサービスを行うという権限移譲の条例改正になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 居宅介護支援事業所というのは、ケアマネージャーがいて、居宅介護のケアプランをつくってくれる事業ということで、浅川町には現在、地域福祉センター1カ所しかないということで、今後、浅川町につくりたいという事業者があらわれれば、今までは県だったけれども浅川町が指定すると、こういうことになるわけですね。

こういう権限移譲はなされたわけですが、この問題を担当する部署というのはどこになるんですか。それを1点お聞きをしたいのと、それから権限移譲ということで、県の権限が今度浅川町に来るということで、何かいいような感じもするんですけれども、この権限移譲は、町が県に求めていたことなのかどうか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 1点目の所管課ということになりますが、保健福祉課の介護担当がその指定の事務手続を行うことになります。

それから、2点目の、いわゆる町が希望していた形なのかということですが、これは介護保険法の改正によりまして、たしか26年度改正だったと思うんですが、26年度改正に基づいて、平成30年から全ての県で、県が指定権限を持っていたものを各市区町村に移譲するという形の条例改正になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目はわかりました。介護の担当者が担当するというので。

これは大仕事ですよ。こういう事業者が浅川町で事業所を出したいという人があらわれたならば、介護担当者は忙殺されるような状況になるだろうし、この条文を読むと、現在ある事業所で何か問題が起きたときには、町がいろいろ調べたり、報告書を出させたり、あるいは改善の指導をしたりと、こういうことになるわけで、大変な仕事が、今度法律の規定によって町になるということで、今、課長の説明にはありました、明言はされませんでしたけれども、法律の規定によって町におりてくるのであって、町が希望したものではないと、こういうことだというふうに思うんですね。

権限移譲、権限移譲と言いながら、本当にこの小さい町にどんどんいろんな事業がおろされてくるというのは、ある意味、あの平成の大合併が強制され、強制と言ってもいいかもしれないけれども、あれを彷彿とさせるんですよ。小さな町にどんどん仕事を押しつけて、もうできませんというところまで押しつけてくるというのがないかというふうに私は思うんですけれども、町長、その辺どのようにお考えになりますか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 1つは、制度改正が、これがスタートだと思いますし、高齢化によって、いわゆる施設介護、なかなか難しいということがある。それを在宅介護の中でどうするんだというような大きなくくりの中で出てくるやっぱり事務委任なんだと思うんです。

だから、確かに言われているように、何でもかんでも、何とというか、言葉は悪いですが、投げ捨てのように責任は負わせ仕事はさせる。じゃ、その反面、財政負担は全く面倒を見ない。かといって、私どもは私どもの町を守っていくとなれば、それは決して粗末な取り扱いはできない。むしろ、もっと血の通った温かい、町に渡されたら渡されたなりのきめ細かい福祉の手当てをやっぱりやらなければならないという境遇にいや応なくはいってくるんだと思うんです。

だから、これは今言われたように、大変な仕事だねと言われれば、当然、じゃ、これが本当に、今のところ私どもの町に新しい施設の建設等々の要望はありましたが、現実にはなっておりません。これがもしなってきたときに、そういうものの対応とあわせて、私どもの担当職員が現況の中ではやれるのかというのが1つと、単なる人をふやせばよいというだけじゃなくて、その道にやはり洗練された職員の配置をどうするかと、こういう難問が降りかかってくるんだと思います。

それはそれとして、受けとめながら、やはり一番大事なのは、町民の生きていく姿の幸せですから、しっかりと守るために、私ども、厳しい中でもやはり最大限の努力をしながら、少しでもよい改善の方法を国等へも要望しながらやっていくのが、今に課せられている大きなやはり責務かなというふうに思っております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありますか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この改正は、これからできる介護施設についてのことのようなお話が出ているのですが、これはそうでなくて、現在介護支援を行っている、要するに浅川町民が支援事業を、サービスを利用する、そういう施設についての基準かなというふうに思うんです。

ということは、浅川町民が介護支援を受けるためには、浅川町がこの施設とこの施設は支援事業、いわゆるサービス事業をやってもらいますということをやっているのかなと思うんですね。

そういう事業所について、今まではその施設その施設の、いわゆる運営基準や何かを使ってやっていた。それについては県がいわゆる管理監督していたと。それを、県が管理監督するのではなくて、今度は浅川町が指定して、浅川町民がそのサービスを利用する。そういう介護施設については、浅川町がこの基準に基づいて、そして結局、管理をしていくと、こういうことなのかなというふうに理解したんですけども、それはちょっと違っているんですかね。

ですから、現在との違い、運用面ではほとんどないんだと思うんです。ただ、これから新しく始まる事業所、それから現在やっている事業所も、全てこの条例で定められた基準にのっとって仕事をしてくださいと。そして、それを町が管理監督すると。こういうふうな理解でよろしいのでしょうか。これについて、ご説明いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） ただいまありましたように、既設の事業所、これ、ちょっと記憶違いであればあれなんですけれども、たしか認定して5年間が多分指定の期間で、更新をするものだというふうにちょっと理解しておりましたので、次回の更新のときの許可も町が行うということになります。それから、新規の分も、当然、新しい事業所ですので町が指定するということで、条例に定めました事業の細かな内容が示されておりますけれども、そういったものを含めて、町が監査・指導、それから、その施設に問題がありまして、そういった指定の取り消しとかという強い権限も含まれておりまして、そういった形で町が直接的な指導を行うという、今質問にあったようなことを行うというふうに解釈していいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） そうすると、これは恐らく今までは、県のほうの条例か何かに基準があったんだと思うんですね。それを今度は県ではなくて、町のこの条例に基づいてやっていくと、こういうことだと思うんです。ですから、新しく開所する施設はもちろん、今まで、いわゆる運営している施設についても、浅川町が指定する、そういう施設については、この基準を守って、この基準でやってくださいと。浅川町が指定する施設というのは何かということになれば、それは浅川町の町民が主にサービスを受ける、そういう施設については、これからは町が指定をするということで、この指定がなければ、町民がサービスを受けることもできないし、また、施設もそのサービスを提供することもできない、こういうことなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 今おっしゃったような形になると思います。もともと県の定める条例と指導の内容は同じですが、ただその所管がかわってということで、町が今後そういった、先ほどの質問にありましたように、これの分も担って指導、通常の介護認定から給付、それからこういった事業所の管理監督まで行うというような形になるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○8番（田中重忠君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第26号 浅川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎答弁の追加

○議長（円谷忠吉君） 先ほど、税務課長、保健福祉課長より答弁漏れがあるため答弁したいとの報告がありましたので、これを許します。

税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 先ほどお話しありました非課税になる方の数ということでしたが、非課税限度額の10万円加算となるものについては、平成32年4月1日より改正され、33年以後の分の個人住民税について適用されるとなっております。

こういうことですので、今、現行、平成30年度分の町民税の非課税の方の人数をちょっとお話ししたいと思います。

普通徴収で1,914名、特別徴収で188名、合計2,102名の方が非課税となっております。住民税については、5,285名の方が対象となっております。

あと、たばこ税の増額になるのかという件につきましては、今までもたばこの値段が上がるとたばこの購入数は減っていたようで、少しずつ減収にはなっております。ですから、今後もこの改正に伴ってたばこの値段が上がるようなことがあれば、また同じように少しずつ減収になっていくのではないかと思います。

〔「増収でなくて減収になるの」の声あり〕

○税務課長（菊池三重子君） 税のほうも、税は上がるんですけども、総数の数が減れば、微妙に上がっても税金のほうも少しずつ下がってきています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 先ほど出生数ということだったので、調べました。

29年度の、まず、出生数でいうと32名。このうち出生祝金の該当者が23名。これは親が1年以上浅川町に住所を有するということが要件となっておりますので、このうち23件が該当になったということです。

以上です。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、議案第27号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第27号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、議案第28号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 4点伺いたいと思います。

1点目、最高限度額が引き上げになるようですけれども、大体何世帯ぐらいに影響が出るか伺いたいと思います。

それから2点目、今年度、広域化の初年度なんですけれども、初年度で3万円以上国保税が下がるということになりました。これ自体は喜ばしいことなんですけれども、その下がる理由について、説明若干ありましたが、改めて、医療分と後期高齢支援金分と介護分とそれぞれについて、ご説明をいただきたいというふうに思います。

3点目、今年度は広域化の始まりの年で、広域化でいろいろと不平が出ないように国が特別にお金を出しているという話を聞きましたが、その影響というのはどのように出ているのか伺いたいと思います。

4点目、このぐらい下がっても、やはりほかの医療保険と比べると国保税というのは高いと思います、まだ。

それで、全国的にはほとんどの都道府県が国保税の軽減のためにお金を出している。ところが福島県は、軽減のためにお金を出しているという話は聞いたことがないんですけれども、国保税の軽減のために県はお金を出していましたか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 限度額の引き上げにどのぐらいの世帯が該当するかということですが、今年度につきましては、7月に当初課税が行われることになっておりますので、まだどのぐらい該当しているかということの決定はされておられません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 2番目のご質問ですけれども、医療費が下がった理由について、もう一度説明をしてくれということなんですけれども、医療分、それから介護分、後期高齢分に分けてということなんですけれども、若干提案理由でも説明申し上げましたが、もう一度重なるような形になるかもしれませんが、ご説明申し上げたいと思います。

まず、ことし初めて県が保険者になりまして、県に納付金を納めることによって、医療費分、かかった医療費に関しては、県がその100%を普通交付金で見るとというような仕組みに変わりました。

大きな点は、先ほどの午前中の質問でもありましたように、医療費分を多目に見なくてもいいということが1つ挙げられます。これは、つまり保険料を納めれば、その分だけ医療費に関しては県のほうで見ますということですので、医療費分のふえる分といいますか、見込み分として多目の予算をとる必要がないという点が生まれます。

ことし算出の中でもう1点大きなものがあるんですけれども、それは繰越金になります。

繰越金は、毎年そういった形で医療費を多目に見込んでおりましたので、毎年の決算書を見ますと、繰越金が生れます。繰越金を、じゃ、どのようにことし考えるのかということなんですけれども、ことしの繰越金を全て歳入で見るとすれば、大幅な国保税の減額になると思います。ところが、ことしその繰越金というのは、先ほども説明したとおり、来年度以降は生まれる金額がかなり少なくなると思います。それは、医療費分で余るということがなくなって、医療費分を100%県が見るとということですので、繰越金がほぼなくなるということになりますので。

ただ、去年で生まれた決算の繰越金がことしあります。この繰越金をどうするのかということですが、県の指導もありまして、ことし5,000万の積み立てをします。これは、今後県が定めた保険料に沿った形で各市町村が金額を定めて、各市町村において若干の変動があっても、それに沿った形で保険料を算出なさないと、急激な増減は適切でないということで。その後は、基金を使って調整を行うというのが県の指導、国の指導でありますので、その基金に5,000万を積み立てて、年度当初で1億1,000万円の基金を持つことになります。当面の間、保険料の変動があっても、その基金を調整しながら、現在の保険料で推移させていきたいというのが方針となっております。

医療費分に関しましてはそういった形で、同じように介護分、それから後期高齢分に関しましては、それぞれに納める納付金がございます。これも取り扱う、介護と後期は違うんですけれども、決められた金額を納め

るだけのものになりますので、その形で不足分を徴収するという形になりました。

大きな改正の内容として引き下げられた理由というのは、今の2点になるのかなというふうに思っているんですけども、今後、国が示す指標に従って、県のほうで毎年恐らく同じような見込みの算定をして、それに伴って町が同じような算出をしていくこととなりますが、ことし大きく変わった点というのは、医療費を多く見なくて済むという点と、それから、ことしについては繰越金が生じたということで、できる限り被保険者の事情を勘案して今回は積算したつもりではありますが、今後、県全体の医療費が上がれば、県に納める納付金が高くなりますので、若干の医療費の増加というのではないとは言い切れないと思っております。

それから、国の予算についてということですが、国のこの国保に関する予算措置というのは、国が示している予算では3,400億円の資金を投入すると、毎年と言っているんですけども、投入するということで示されております。

今現在ですと、国保の全国の予算というのが約3兆円で、1割近い金額をこの国保会計の国保予算に充てるということですので、新聞報道で示されているのは、1万円ぐらいの軽減になるんじゃないかということを示されております。

今後それが継続されるかということ、それはちょっと見込みですので、国は継続するということを言っていますが、その形というのは、ちょっと見通し的にはわからない状況ですけども、3,400億円の1割近い歳入の補助がある形で、それが全てのこういった算出にもかかわってきていますので、今後とも国の予算編成、県の予算編成を踏まえて、保険料の算出については慎重に行っていきたいなというふうに思っております。

それから、4点目の県の軽減のための補助制度はあるのかということですけども、県が行っているものでは、多分保険基盤安定のための補助金は、国と県と町が持ち出すような形になっていまして、それが県のいわゆる軽減に対する補助金になっているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目の最高限度額になる世帯なんですけれども、今年度はまだこれからなのでわからないということなんです、前年度は何件ぐらいあったんですか。それ、把握していればお答えいただきたいというふうに思います。

それから、2点目と3点目を合わせると、今年度3万円以上国保税が下がるという理由は、1つには、医療費支出を多目に見積もらなくても済むようになったと。2つ目には、繰越金を軽減財源に使えるようになったと。3つ目には、国が財政措置をして、1人当たり1万円ですか、1世帯。

〔「1人当たり」の声あり〕

○9番（上野信直君） 1人当たり1万円ぐらいの軽減分を国が財政措置したと。これらによって、今年度国保税が下がったと。こういうふうに理解してよろしいんですか、伺いたいと思います。

それから、4点目、県の支出金なんですけれども、保険基盤安定基金分というのと、7割、5割、2割軽減分でしたか。それは法律で決まっているから、それは出さなくてはならないんですけども、ほかの都道府県はそれ以外に、国保税を引き下げるために県が独自にお金を出しているんですけども、福島県ではそういうのはなかったですね、確認したいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 今ちょっと本算定の内容を見ていたんですが、ちょっと数字、私のほうで今すぐには確認できませんので、後ほどまたお知らせしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 2点目、3点目、4点目につきましては、ことしの国保税算定に関しては、重立った要因というのはそういった形であるというふうに理解していただきたいというふうに思います。

それから、4点目の県の独自の軽減措置ということですが、先ほどおっしゃったように、保険基盤の法規、これにつきましては国が定めているもので、国と県と町が負担するというところで決められたものですが、それ以外の単独の助成とか補助はないものと理解しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる今の上野議員の質問の中での軽減の3番目の国の予算、いわゆるおよそ3兆円の1割を超える、そういうお金を、3,400億を国が出す。急激な、いわゆる激変緩和措置というふうなことで、それらのお金が出されているのかなというふうに思うんですけども、これは最初のころは6年程度継続してという話もあったんですけども、これはもう継続して出すという、そういうものの見通しはないんですか。新聞等によると、ことしだけでなく、そういう急に高くなったりそういうものについて緩和措置をとる、そういう金として国は出すというふうに、6カ年の継続になるだろうというふうな、そういう推測の記事もありましたけれども、ないのでありますか、その点について。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） その国保会計に国が導入する予算ということなんですけれども、県の課長会議においては、今あるベースの金額を継続的にという表現の資料で説明がありました。

ですから、何年という形では明確にはなっていませんが、基本的にこの国保制度がことし変わった状況ですので、それ以降の状況を踏まえて、国のほうで継続的に支給、予算化したいというふうな意向というふうに説明がありました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） こういう国保については、町長もかねてから非常に大変なそういう町民の負担ということで、軽減措置に対して一般会計からもときには出して、ずっと以前は平田村か浅川町かと言われるような状況が国保税の高さだったのですね。今は管内でも安い、そういう国保税になっているというのは、非常に関係者の努力もあるというふうに思うんですが、町長にお尋ねしたいんですけども、こういう軽減に対する措置、国の広域化に伴う措置、これは、とりわけ消費税は値上げ、来年の10月何としてもやるんだというような、そういうことさえ安倍首相は公言しているわけですから、ぜひとも町は、町というか自治体がこぞって国に大きな声でやっぱり軽減をしろと、そういうことを要望してもらいたいなど、こういうふうに思うのであります。

が、町長、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 保険者が地方自治体から県に移管されて1つになるわけですが、実際は医療費の増嵩とあわせ、あるいは患者との病状等をあわせて、確実な数値は算出できないんだと思います。これはあくまでも初年度のことであって、これからの動向については、いろいろ問題を抱えてのスタートだと思いますし、この全県の中での保険料の均一化の導入を図るのかというのも大きな問題だと、県の国保連の回答は持っているんだと思います。

私も常に、今、課長から3,300億円という国の持ち出しが出ました。3兆円の中の1割ちょっとかなという考えであります。もともと地方自治体の国保税の赤字解消のためには、4,000億から6,000億国が出さないと成り立たないというのがその数字だったんです。これは、全国の国保連会会の何か等でも、スローガンとして予算の増額要求をやっているんですが、なかなかそこは出てこない。今度初めて保険者が県1つになったということになると、運動の仕方をどういうふうに変えるかというのはこれからの課題であって、今年度の、いわゆる国保税の税額が、今はスタートでこういうふうになくなってはいますが、次年度はどうなるかということ踏まえてのこれからの国に対する、県としての、町村じゃなくて県としての、いわゆる県連合会としての要望事項に移行するんだらうと思いますので、そういうふうになったときには、私どももやはり、余りにも税高負担は耐えられませんので、しっかりとそういう対応のスローガンに掲げて、運動展開はやっていかなければまずいなというふうに思っていますので、これからもそういう方向づけでいろいろ皆さんとともにやっていきたいなと思っています。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） わかりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第28号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正についてを起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、議案第29号 平成30年度浅川町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ないですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 幾つかお伺いしたいと思います。

歳入の中での、いわゆる……。

○議長（円谷忠吉君） ページ言ってください、ページ。

○10番（角田 勝君） 今やります。

諸収入ですね、ページ4ページ。雑と私言いましたけれども、諸収入です。

農林水産業費受託事業収入、農地中間管理事業業務受託事業収入ということで、いわゆる農業委員会が管理して、この農地の大規模化、そして農地の移動、集約化、こういうものに対する、いわゆる事業に伴って町におりてくるものだと思います。その全てが、この農業関係の今度の歳入の中で使われるということで予算措置されているというふうに私は思ったんですが、そういう中間管理機構から入ってくる基準、お金が入ってくるこの85万、それはどういう基準で来るんでありますか。そして、これはずっと恒久的にそういう補助金として町におりてくるのでありますか。その点、お伺いしたいと思います、1つです。

それから、5ページです。

一番上の企画費、ふるさと納税返礼業務委託料が、消費拡大推進事業の委託料をこちらに振りかえるというようなことで100万というふうに説明がありました。

この返礼業務の委託料というのは、返礼する際に、自然薯とか町が考えている、お米とか、そういうもののことを指すのかなと思うんですが、このことについて具体的に説明を願いたいと思います。

それから、6ページの商工費、いわゆる地域のみどり再発見事業業務委託料135万、これは城山の剪定とか植栽に使うという話でありましたが、その下段の地域のみどり再発見事業イベント企画運営委託料76万と、こういうふうになっているんですけども、これらは具体的にどういうイベントを行うのかどうか。そして、植栽は、あの城山のどういう場所に、前の説明で樹木も言ったような気がするんですが、何を植えるのか。そして、そのことによって、どういう、みどりを守ったり、城山公園としての景観を守っていくような、そういうものにつながるのかどうか。その辺の目的も含めてお伺いしたいと思います。

そして、最後に、7ページの10款1目、こども園の問題です。

これは、9番議員から先ほどもいろいろ、8番議員からもあって、業務の問題、どういうふな形で協議のというふうなのがありました。私はここにある、今度設計委託料を100万、そして開発関連業務委託料50万をとって、早急に年内にやるということは2人の課長から決意を込めてありました。

これは、ぜひともそういうふうにしてほしいと思うのでありますが、ただ、私疑問に思ったのは、1つは、いわゆる造成の問題です。この設計の問題。これは確かに机上論だと言われれば、確かに机上論であろうと思うんですが、測量をして、さまざまな機械を使っていろいろやりながら設計が完成するわけです。その費用も、私、今金額わかりませんが、何千万にもなるわけですね。

そういうこの造成の、いわゆる勾配をとる、そういう問題の不備が私は基本的にあったのではないのかなと。

机上でやったものと実際現場でやってみたのでは、1%の勾配、こういうものをきちんとする、そういうものには、やっぱりなかなかわからない。実際つくってみて、水たまりができてしまったと。こういうことではだめだというようなことがあって、いわゆる15センチの問題が出てきたと。それに伴って、調整池云々、こういうものの勾配、雨水の問題というのが出てきたんだというふうに、今説明があって、ようやくわかりました。

それにしても、県の協議がこんなに大変なのかというふうにちょっと思っただけで、私は、その1つは、そういう造成設計上のこのGL、グラウンドのそういう勾配のとり方の設計がなくて、非常に甘いと、こう言わざるを得ないのでありますが、その点はどういうふうに関係者は考えたのでありますか。実際やってみたのと机上では、そういうものではなかったということで15センチ上げたということになるんですが、その点をお伺いしたいと思います。

そして、この13節にある委託料、今度は開発行為関連業務委託料50万が出ていますね。これは誰かに業務を委託するんですか、この開発行為の協議を。これ、教育課長にお尋ねするんですけども、今までは、そういうことではなくて、役場がいろいろ協議の行為をやってきたと。そういうことによって、いろいろ遅くなったり、いろいろ時間がかかったという、そういう反省から業務委託をするというふうなことになったのでありますか。その辺、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、1点目の農地中間管理事業の業務受託事業収入についてですが、29年度までは、この事業収入の算定の中で重点地区というのが基準になっております。29年度までは染地区1カ所が重点地区となっていましたけれども、30年度においては、福貴作地区と里白石地区を新たに重点地区にさせていただきました。

それに伴いまして、その重点地区数等で金額が変わります。基本額としては、1地区の場合だと5万円、2地区だと10万、3地区の場合は20万ということになっておりますけれども、各市町村当たり3地区以上がある場合は90万円を上限とするというような、農地中間管理事業を行っている福島県農業振興公社のほうから、そういう内示がありましたので、今回補正をするものでございます。

これが恒久的なものかどうかにつきましては、今現在、国のほうでは農地中間管理事業を進めておりますので、当面の間このような推移で進むものかとは思われます。

それから、3点目の地域のみどり再発見事業関係でございますけれども、過去2年度にわたって城山のほうの手入れを進めてまいりました。昨年度については、剪定をしながら樹名板を取りつけるような事業を行ったところでした。

今年度につきましては、事業費、6ページにありますように、観光費のほうで総額515万円の歳出がありまして、4ページのほうの歳入、15款2項2目企画費県補助金のほうで、このうちの約4分の3の補助375万を受けまして、今回も事業に取り組みたいと考えております。

具体的な内容につきましては、今回も引き続き城山の山頂公園付近について、剪定と今まで手をつけられなかったところ、それから過去に剪定を行ったところももう一度そろえるような業務、あわせて、今回のイベントの企画運営につきましては、この下の備品購入費300万円というのがありますが、これにつきましては、L

EDによるイルミネーションの装置と申しますか、そういったものを購入し、城山に、冬場を考えておりますけれども、イルミネーションで飾りつけをしたいというような事業の内容になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 2点目でございますけれども、5ページの企画費、ふるさと納税返礼業務委託料ということで100万円組み替えました。下のほうの6款1項4目水田農業振興費のほうを100万落とし、企画費のほうに増額したということでございます。

内容につきましては、今まで米と自然薯を返礼品として贈っていました。そのほかに、もうちょっと数をふやすということで今計画しております、例えば、町のほうにある卵とか、そのような返礼品も考えていきたいということで、企画費のほうに移行させたところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、江田豊寿君。

○住民課長（江田豊寿君） 今質問ありました造成工事費で机上論ではないかということでありますけれども、正確な数字は記憶にございませんけれども、建築工事の場内の排水については、当初の段階では、設計1%未満の勾配、0.5%前後の勾配で見ていたかと思っております。ただ、今回の雨水排水が危惧された分については、2号調整池の埋設になっている部分、この部分について一定程度掘削をしまして、構造物を入れまして、転圧をして戻したという状況で、一度地山の部分を掘削をしましたので、不等沈下、そういったものは当然想定されますので、そういった部分を考慮して、1%未満の勾配は、将来的には本当に路面排水が排水されるかは非常に疑問だということで検討しました。

今現在、道路勾配についても、以前は横断勾配、1%の勾配でしたけれども、現在は道路の横断勾配でも2%を標準断面で確保しているということで、1%の勾配でも非常に路面、不等沈下等々ある関係で、道路構造を見ても、やっぱりそういうふうな勾配は一定程度は必要と、1%未満は非常に厳しいということで、その辺の、設計上については一定程度数字的には出ますけれども、それを、じゃ、1%未満の勾配を、路盤の採石を生成したり、舗装をかけたりとか、本当に至難のわざということで、アスファルトではなくてコンクリート造であれば、相当工法もとれるかと思っておりますけれども、アスファルト舗装でありまして、一定の施工形態、あとは不等沈下が想定されるということでありますので、あくまでも理論上であって、設計段階でちょっと甘いんじゃないかということも当然言われるかもしれませんが、これは現実的な今後の将来の形態を見ても一定程度が必要だという判断のもとに、そういったことで変更という中身になろうかと思っておりますけれども、そういうことで対応した関係で、あくまでも設計が不備だったということではないということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 4点目の2番目なのですが、先ほどの専決の部分でご説明申し上げましたが、今後のスケジュールとして、県中建設事務所と協議をする前提として、遊具設置に伴う図面を作成して、それとあわせて、遊具設置に伴う容量計算、設置をするための足場の容量計算なのですが、そ

らも業者をお願いして作成していただく予定となっております。そちらができ次第、今言った書類を持参して協議に臨みたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） わかりました。

総務課長に、この企画費の米と自然薯、プラスたばことというのは、ちょっと私……。

〔「卵」の声あり〕

○10番（角田 勝君） 卵と言ったの。私、たばこと聞こえたので。卵ね、ああそうですか。はい、わかりました。卵なら、何かたばこと聞こえて控えたものですから、私の聞き間違いでありました。そういうふうなことで了解いたします。

それから、このみどり再発見、いわゆるこのイベントの問題ですが、この300万円云々ということで、そういう計画、そういうものはこれから委託料でつくっていくということになっているんですか。今言われたような概要の中でどうするかということで、その辺の細かいものは設計の中でつくっていくんだと。この辺もう少しわかりやすくお願いできればなというふうに思います。

それと、このこども園の設計の問題ですけれども、私は素人でありますから、設計そのものが何千万もかけて設計をやるわけですね。そのときに、どういう建物がどこに建って、どういう施設がこれから、例えば駐車場、あるいは何々、遊具の設置、こういうものが予想される、推量される、そういうもとのこの造成工事、あるいは建設設計、そういうものは組まれるんだと思うんです。ですから、それが完全でない、あくまでも設計は間違っていないと。だけれども、机上と実際にやってみると、かなり工法なんかもあって、勾配をもっときつくしなければならぬんだという、そういう結論になって15センチ上げた。

これ、今までいろいろ説明あったんですけども、私わからなかったんですけども、簡単なことですよ。今、前建設課長からの説明で、ああ、こういうことだったのかというふうにわかるんですが、ただ、わかっても、そのためにこんなに遅く、時間がかかったり、それから打ち合わせの協議が私はきちっとしていなかったのではないかなと言わざるを得ないような、そういう問題もあったのではないのかなと、こういうふうに思うんです。

前建設課長のお話では、今後やっぱりこういう設計上の問題、建設するこの建物、排水、勾配、こういうものについて、十分やっぱりきちんとしたもので臨まなければならないんだと。だから、設計そのものは誤りでないんだと。こういうふうな説明です。

では、こういう協議しなくてはならないようなものが出ないような設計を、今後はきちっと、これから何か建てる場合にはもちろんやらなくちゃならないと思うんですけども、この場合に、なぜそういうものが抜けたのかなと私はわからないんです。だって、もうここの園庭に遊具があって、そして駐車場はこっちで、玄関はこっちでこういうふうになってくるんだという、そういうものが、もう立面やなんかも含めて設計の中で出てくるわけでしょう。それを設計の段階で組まないというのは、私は基本的な過ちではなかったのかなと。それをやっぱり見抜けなかったのではないかなというふうにも思うんですが、そういう点で、これらのものから得る教訓は、今課長が言われるように、きちっとやっぱり事前に机上論とそういうものとの問題を含めて対処

しなければならぬんだということで、その一言で片づけられるものではないのではないか。そこにはやっぱり町の事業の進め方、こういうところに内部の協議の問題があったのではないかというふうにも思うんですが、その辺については、そういう取りまとめとしての総務課、総務課長はどういうふうに考えますか。教訓等も含めてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 地域のみどり再発見事業ですが、ちょっと細かいお話しをしますと、その企画運営委託料として76万円ほど計上しております。

これにつきましては、イルミネーションの施工に関し、どのようにやったらいいかとか、町民参加型で実施したいと考えておりますので、それに係る企画運営あるいはチラシ・ポスターの作成等により、秋口あるいは初冬のころに町民の方を募集しましてイルミネーションの設置をお手伝いいただき、イルミネーションの飾りつけを実施して、城山の冬場の目玉にしたいということで、今回実施を予定しているものです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） こども園の造成設計につきましては、人にやさしいまちづくりにより設計をし、それぞれ変更したところでしたが、4月1日の開園ということで、どうしてもそれに間に合わせるということで、やむを得なかったのかなというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、いいですか。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 何点かお尋ねします。

まず、4ページの15款2項2目2節の地域創生総合支援補助金ということで375万円入っておりますが、これは何と何の事業名ですか、何と何の補助金なんですか、それとも1つなんですか。これについてご説明いただきたいと思います。

それから、5ページ、2款1項8目の13節委託料100万円、これは10番、角田議員が今いろいろ質問をしておりましたが、これは企画費ということで、委託料の5,000万円含めて1,683万1,000円、これはふるさと納税返礼業務委託ということであります。

そうすると、このふるさと納税で浅川町に納税される総納税額は幾らなんでしょうか。何か私の勘違いかもしれませんけれども、こんな1,583万1,000円もかけて本当に大丈夫なのかなという程度のふるさと納税だったのかなという気がするんですが、これについてご説明をいただきたいと思います。

それから、7ページ、10款7項1目13節の設計委託料、それから開発行為関連業務委託料、これは10番議員の質問に対していろいろ答弁ありましたが、これほど何回も何回も委託料をかけていかなくちゃならないというのは、やっぱり、ただいま総務課長の答弁で済まされるような話ではないと思うんですね。最初からきちっとした計画、きちっとした設計、きちっとした取り組みをすれば、こんなに何回も何回もいろんな諸経費がか

からないで済むと思うのですよ。それについては、町長に、この辺についての今後の対応、これらについての考え方の答弁をお願いしたいと思います。

それから、18節の11万5,000円、それからその次のページの65万9,000円、その次の18節の12万2,000円、これはそれぞれどんなものの購入を予定しているのか。開所したばかりで、まだいろいろ必要なのかなという気はしますが、それについてご説明をいただきたいと思います。

それから、同じ8ページの10款9項2目7節、4節もですが、これ、公民館職員の臨時職員の賃金ということで121万9,000円上がっていますが、これは現在の職員に1名追加する必要があるということで、1人採用するという内容なのかどうなのか、この辺についてご説明いただけますか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、4ページの15款2項2目2節の地域創生総合支援（サポート事業）補助金375万円につきましては、先ほど10番議員にお答えしました地域のみどり再発見事業についての県からの補助金でございます。6ページの歳出、観光費の中で補正額515万円になっておりますが、その約4分の3の補助となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 5ページでございますけれども、2款1項8目企画費でございますけれども、まず、勘違いしているのかなと思うんですけれども、補正前の額1,583万1,000円、これにつきましては、ふるさと納税返礼品ばかりではございません。企画費総体的な金額でございます。あくまでも、右に書いてあります委託料、ふるさと納税返礼業務委託料100万円ということで計上したわけでございます。

平成29年度のふるさと応援寄附金ということで220万5,000円が収入になっているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 7ページのこども園の委託料の件でございますけれども、先ほど来、住民課長あるいは会計管理者より説明しておるところでございますが、一番大きな点といたしますが、設計上、勾配が0.5%から1%程度だったと。これは、実際現場でやってみると、転圧の関係とかいろいろなものがあって、設計どおりにいかなかったというようなことでありまして、設計が甘かったとかそういうものではないということ、何度か説明しているところでございます。

そういうことで、今回、委託料として計上しておりますのは、あくまでも遊具を設置するための開発行為の関連する書類を作成する委託料と、あるいは、その遊具を設置するための設計委託料でございますので、この辺についてはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） それでは、7ページの一番下なんですけど、こども園費の備品購入費11万5,000円につきましては、こども園の多目的ホール、入って左側の広いところなんですけど、そちら

に敷くビニールマットシートなんです。集会のときにパイプの椅子を置くんですが、下が傷にならないように、そのビニールマットシートを4巻購入したいと思っております。

それと、次ページ、8ページなんですが、幼稚園費の備品購入費につきましては、園庭で乗ります子供用のスクーターとか自転車を約40台ほど購入しようと考えております。

それと、保育部費の備品購入費12万2,000円につきましては、2歳児用の教室用のテーブルと椅子を2セット、それを購入しようと考えております。

以上です。

失礼しました。

それともう1点なんですが、その下の8ページの真ん中辺、公民館費なんですが、賃金でとっている部分につきましては、正規職員1名が8月より産休に入ります。その関係上、臨時の方1名を募集したいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） それぞれわかりました。

それで、ふるさと納税、いわゆる企画費です。これはふるさと納税全体の経費ということで私が勘違いしたのではないかということでしたが、私はそこにお聞きする主眼が行ったんじゃないで、答弁でありました220万5,000円、いわゆるこのふるさと納税を得るために1,600万も経費がかかっているということだと思いますね、私の勘違いでなければ。

だとしたら、これだけのいわゆる企画費やら何やら経費をおかけしているんだったら、220万5,000円でなくて、もっと納税してもらえるような、そういう工夫、これはやっぱり周知とか案内とかいろいろあるんだと思うんです。ホームページも、最近私のぞいて見ませんけれども、どんな形になっているかわかりませんが、それがもろもろの工夫、努力、そういうことをしないで、経費だけどんどん積み上げていくというのは、ちょっとどうかなと思うんです。それについて、考え方をご答弁いただきたいと思います。

それから、こども園の関係については、わかりました。前建設課長とか前保健課長とかの説明、何度も受けましたので、わかりました。

それで、ただいま副町長の締め答弁で、やむを得ない事情だったということや、それから、設計は決して甘くなかったんだと。だから、副町長たちにすれば不備がないとの認識だと、現在は。これについては、10番議員も言っていましたけれども、これは事業中間で、私どもはよそのこども園を視察をしてきまして、この時点で、猪苗代のこども園の建設についても、教育委員会が中心になって、関係ある各課から1名ずつ出て、そして協議をしながら進めたんですよと、そういう話を聞いてきて、それは私、ここの町議会でも申し上げたと思うんです。だから、その辺のところの徹底がしっかりしていないから、こういう問題がやっぱり起きていると思うんです。

ですから、それについて、不備がないとの認識だとか、ご理解いただきたいというのは、ちょっとどうかなと。やっぱり大きい事業、大金をかけてやる事業については、1つの課なら1つの課だけに任せてどうこうするんじゃないで、やっぱり庁内が総力を挙げて、情報を共有して、そしてやっぱりやっていただかないと困る

と思うんですよ。

ですから、先ほどからいろいろ質問あった中で、そっちこっちに答弁者をかえていかないと答弁がまとまっていけない。これはやっぱり情報の共有がなされていないからだと思うんですよ。そういう点については、副町長に再度、やむを得ないとか、甘くないとか、不備がないとの認識ではなくて、その辺はやっぱりしっかりと反省をしていただいて、今後の事業の取り組みにやっぱり生かしてほしいと思います。一言だけご答弁願います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 企画費でございますけれども、この補正後の額で1,683万1,000円、これにつきましては、企画費全ての金額でございます。あくまでもふるさと納税返礼業務の委託料というのは100万のみでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 今回のこども園の建設に当たりましては、職員全員が一丸となって当たるという基本的なスタンスで臨みました。

設計・届け出等については保健福祉課、工事について建設課、財源的なものの中では、起債については総務課、あるいは県産材の補助金については農政課というふうなことで、各課にわたり各課が責任を持ってやりまして、それを、職員が中心となって構成されております幼保一体化施設検討会というものでいろいろ検討を重ねながら、情報を共有しつつ進めてきたところでございますけれども、今回の設計の変更にあたっては、そういうものとは全然別な問題でございまして、情報の共有が足りなかったのではないのかということであれば、委員会の委員長といいますか会長は私でしたので、私も十分反省して、今後の大きな工事をする際に参考にしなければならぬというようなことで反省しているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 6ページの県のサポート事業の絡みで、まず1つは、城山の伐採等は県の4分の3の補助を受けてできるようになったということで、補助事業の採択になったということで、これはよかったなというふうに思います。ぜひ次年度以降も何か補助事業を探して、補助を受けながら毎年できるように努力をしていただきたいというふうに思います。

その下のイルミネーションを飾るんだということなんですけど、私はたしか初めて聞いたような話なんですけれども、地元の荒町の人たちは、結構多くが城山はあのままでいいんだと。余り人工的なものをつけるのは喜ばないような風潮が一つあります。昔からの城山のままであってほしいなというのがあるので、こういう企画というのは、どこで発案されたのか伺いたいというふうに思います。

それから、2点目ですが、こども園の造成の絡みなんですけれども、私はどうも聞いていて納得ができないのは、あれほどの造成設計の、私らから見れば何でこんなにかかるんだろうと思うぐらいお金をかけて造成設計をやって、それが0.5%から1%の勾配だということで、理論上はそれでいいんだと。でも、実際、その

後の造成工事をやると、いろいろひずみが出て、これじゃだめだから地盤を15センチ上げたという話なんですよ。

そうすると、理論上はそれで正しいんだという造成設計が、神様かよっぼどの名人が造成工事をやらないとそういうふうにならないような造成設計は、本当に間違いがなかったんだろうかと。私はやっぱり理論上も間違っているんじゃないかなと。それは、理論上ぱ一つとできればいいんだけど、人がやることだから、そういうふうにはいかないことも考慮してやるというのが、理論上正しいやり方だというふうに思うんですよ。そうしなかったということは、やっぱりまずかった点があるんじゃないかなというふうに思います。

これほどの広い面積をこれほど緩い傾斜で造成するというのは、今後めったにないことだろうとは思いますが、ぜひ今後の教訓にさせていただきたいと。余り理論上そうだって、これは難しいんだから、もうちょっと勾配をとろうというのは、今後の町政の運営に生かしていただきたいなというふうに思います。認識を伺っておきます。

それから、8ページのスポーツ大会出場補助金50万円が出てまいりました。全国大会に出場する団体でしたか、素晴らしい成績を上げたスポーツの団体に対して50万円の補助金を出すというふうに規定になったと思うんですけど、今回はどのような団体が行かれるのでしょうか、内容を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 今回のサポート事業ですが、まず、基本的な考えは、今回のサポート事業も城山の手入れを2度ほどやりまして、今後もこのサポート事業については、3年間ぐらい引き続き継続してできる事業になっております。町民の方を巻き込んでの地域のみどりを再発見しようというテーマで今回来ておりまして、先ほどちょっと触れましたけれども、冬場についても、春・夏・秋とその城山から見る風景だとかということになると思いますが、冬場についてもイルミネーションなどをやって、飾りつけを行い、シンボル化につなげていきたいというところで、過去、県内でもほかのいろいろなイルミネーション事業等をやっていた中で、課内のほうで考えて、今回の事業で取り組み、城山もやったらどうかというところから発想したものでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） ただいま上野議員からいろいろおただしがあったわけですが、そのおただしがあったような点を踏まえての設計をしたところでございますが、その上でもって、現場と設計がどうしても誤差が生じたというようなことだと私は思っております。

今後、あれだけ大きな造成工事等はないかもわかりませんが、道路工事等いろいろ関係する工事はございますので、今回のことを踏まえて、さらに気を配りながら工事等に当たってまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 3点目です。3年連続になりますが、あさかわファイヤーズが、和歌山県で開かれます高野山の全国学童野球大会に出場いたします。7月末に、全国9ブロック、57チー

ムで争われる予定になっております。

なお、昨年につきましては、四国のチームに1回戦で負けております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目のイルミネーションの件なんですけれども、はっきり言って、私は余り歓迎はしない。あの城山にこうこうとイルミネーションがとるといふのも、どういうイルミネーションにしても私は自然のままのほうがいいのではないかなというふうに思うんです。

ぜひ町民の皆さんにも意見を伺って、農政課の課内の発案だということですので、意見を伺って、あえてそのことをもって私は予算に反対するつもりはありませんけれども、十分に意見を聞いてやっていただきたいというふうに思います。

それから、こども園の造成の絡みは、設計が悪かったのか施工が悪かったのかという話にこれはならざるを得ないんですね。設計が間違っていなかったということであれば、じゃ、造成工事がまずかったのかという話になりますので、私は、どうも何か釈然とはしないんですけれども、とにかく今回のことを教訓にして、今後こういうことがないようにやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 原案に賛成者の発言を許します。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 賛成討論の中で、気がついた点を申し上げて賛成討論としたいと思います。

まず1点は、この前、在京浅川会が来まして、城山に久しぶりに登りました。それで、大変こう、何でなのかなと思ったのは、頂上に上がる階段が、もう何年も前からの状態と全く同じで、随分城山はお金をかけて整備をしたりなんかされているはずなんです、あの辺が非常にやっぱりまずいんじゃないかなというふうに感じてきました。

イルミネーションの話が9番議員さんのほうからも出ていましたけれども、これは商工課内でいろいろ発案して一生懸命努力してやっているということでありますが、私が今申し上げた階段の問題もそうですし、このイルミネーションの問題もそうですし、以前は、町には企画課というのがありまして、この企画課の中でこういう事業は立案して、それから町民の声を聞いて、また、議会の声を聞いて、そしてやられたんですね。

そういうことを考えれば、やっぱり農政商工課内だけの会議、検討で、こういう事業をどんどん進めていく

ということは、やはり問題があるのかなというふうに思います。

そういうことを諫言、ちょっと申し上げまして、この予算そのものについては賛成でございますので、賛成討論とします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第29号 平成30年度浅川町一般会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第11、議案第30号 平成30年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点伺います。

1点目、加入世帯、加入者数のこの動向について伺いたいと思います。

2点目、基金の総額については先ほど説明がありました。今後の使い方について、改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 加入者の動向ということですが、被保険者は年々少なくなっております。といいますのは、やはりもともと国民健康保険は自営業、農業者等の保険でありまして、一般にお勤めになっている方が多いということで、減少傾向にあるということです。

2点目の基金につきましては、県の指導によりまして、著しく財源が緊急に喫するような場合には、町が持っている自主的な基金で調整をするということですので、今後、保険料算定のときに基金の状況を勘案して、そちらのほうに充当をしていく考えであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 県の指導で繰越金を基金に積んで、一遍には使わないで何年かに分けて使えと、こういう指導だったのでそうするということですね。

年度当初で1億1,000万円になるという基金なんですね。これを大体何年ぐらい減税のために使えるという

ふうにお考えですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） それは非常に難しい傾向であるんですけども、ことしの保険料算定の時点で、繰越金の分が約2,000万円程度が歳入に上がっております。その時点で確定していなかったのが、特別交付金の額が若干確定していなかったのが、今確定した中で若干多目の予算が入ってくるということだったものから、1億1,000万の基金のその運用につきましては、非常に数字で答えると難しいんですけども、とりあえず5年程度はまず安定した形で、今年度並みの国保の料金を目標に調整していきたい。それ以降につきましては、やはり世の中の経済的な状況を踏まえて、必ず保険料が安くなる、要するに医療費が下がるということはないと思いますので、その辺を踏まえて、十分検討していきたいというふうを考えております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第30号 平成30年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第12、議案第31号 浅川町防災行政無線設備屋外拡声子局整備工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 何点かお伺いいたします。

まず第1点目は、この浅川町防災行政無線設備ですか、これを今回工事する理由は何なのか。これについてご説明いただきます。

それから、これはどこの町村もやっているんですか。それとも浅川町が早いほうなんですか。要するに、こ

これは総務省からの事業なんだと思うんですね。これ、まず、事業をやる理由は何なのかということについてのご説明と、それからこの近辺で、どの程度の町村がこれに取り組むのかということをお聞きしたいと思います。

それから、見積もりが、これは1社だけで、随契ということになっておりますが、どうして1社なのか。恐らく他に競争相手がいないということなんだと思いますが、この辺についてもご説明をいただきたいと思います。

それから、財源的な問題では、補助はつかない。事業費の70%を後年度負担で見てもらいますということですが、この後年度負担というのは、何年くらいの年数になっているのでしょうか。それで、実質的な町の持ち出しは最終的に幾らになるのでしょうか。

以上についてお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） まず、更新の理由でございますけれども、これにつきましては、現在、アナログ方式になっております。これは、平成34年に今のアナログ方式が使えなくなります。そのために、今回、デジタルのほうに切りかえるということで計画をしたところでございます。

あと、町村関係なんですけれども、ちょっとわかる範囲ですけれども、棚倉町については既に終わったと思っております。古殿町については、ことし実施かなと思っております。

あと、どうして1社かということでございますけれども、今の防災無線、平成14年に完了しております。その後、平成23年度に震災によりまして機器に障害が発生したということで、親局設備、役場にある放送する設備、また、外にある子局、それが1つ壊れたということで、これについては、もう既に今回契約しようとしています日立国際電気をお願いをしてやったということで、さらに平成24年度には、3基の屋外子局の更新もしております。今回、26局が残っているということで、既に日立国際電気の機械を使っていますので、他社を使った場合、障害があるということで、今回随契でこのような形で提案をさせていただいたところでございます。

財源でございますけれども、今、田中議員言われたとおり、70%、元利償還金で戻ってきます。交付税の算入がございます。これについては、借入れベースによって何年かというのは変わってくると思うんですけれども、すみません、起債の借入れ年数については今のところ把握しておりませんが、最終的には町のほうは3割を負担すればよろしいと、論的には3割でよろしいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 後年度負担が何年というのは、ちょっと今答弁できないということですが、これは、今回ここに出てきているのは、総事業費じゃなくて、要するに、これは工事費まで含めてですか、一切合切で8,046万ということなんですか。私、ここ勘違いしていたのかな。もしそうでなければ、総事業費は幾らかかるのかということについて、あと1点お聞きしておきたいと思います。

あとはわかりました。後年度負担、何年かということについては、後で課長の席のほうへ行って、教えてください。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 今回議案に提出した契約金額ということでございますので、これは総事業費という形になります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点だけ伺いたいと思います。

随意契約でこの日立のものを使うと。親局を日立のものを使ったので、今回のやつも日立のものを使うんだということで、それはわかりました。

契約金額の適正さ、本当にこの金額が適正なのかどうかというのは、どのようにして確認をされているのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） これについては、事前見積もり等をいただきまして、中身のほうを検討させていただいております。

その中で、主に今回は工事費といいましても、実際は機器の購入費が主になるのかなということで、工事費なんかも県のほうの単価表を見比べて、適正かなというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい、わかりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第31号 浅川町防災行政無線設備屋外拡声子局整備工事請負契約についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第13、同意第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 同意第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて。

本案につきましては、人権擁護委員小宅英子氏が平成29年11月4日に逝去により、人権擁護委員の候補者として次の者を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

氏名、岡部久子。生年月日、昭和25年4月12日。住所、浅川町大字中里字舞台12番地。

岡部氏は、農協職員として35年間勤務いたしました。定年退職後は、浅川町婦人会で役員を4年間歴任し、現在は、浅川町社会福祉協議会の第三者委員として福祉サービスの苦情を受け付け、問題解決のための話し合い及び解決案の調整・助言の活動をしております。広く社会の実情に通じております。人権擁護についても理解のある方でございますので、よろしくご審議をお願い申し上げて、提案といたします。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、同意第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎発議第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第14、発議第3号 浅川町介護保険利用者負担軽減対策事業条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 共産党議員団を代表して、本案の賛成討論を簡略に申し上げたいと思います。

本条例は、2013年1月で終了となった介護保険在宅サービス利用料の半減助成制度を復活させ、時々の執行部の一存で変更されないように条例化するものであります。

私たちは、2012年9月の制度終了の表明直後から強くこれに反対する立場で、町民の皆さんに広く実情を知らせ、同年12月議会では、町民から出された継続を求める請願が、議会で8対3で採択されるという画期的な結果にもつながりました。また、廃止表明の背後に、県が町に再三にわたってこの制度の見直し、検討を求めていることを情報公開請求の結果突きとめ、県議会で共産党の議員が市町村に対する不当な圧力ではないかと追及する事態にもなりました。

しかし、町は議会の意思に反して予定どおり廃止したため、3月議会に私たちも賛成者になって提出したのは本件の条例案であります。

高齢者に温かい浅川町、お年寄りの皆さんが他町村の方へも自慢できる浅川町を取り戻すため、この条例の制定に賛成いたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第14、発議第3号 浅川町介護保険利用者負担軽減対策事業条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、発議第3号は否決されました。

◎議員派遣の件

○議長（円谷忠吉君） 次に、日程第15、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣については、会議規則第122条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおりとしたいと

思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（円谷忠吉君） 次に、日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長よりお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（円谷忠吉君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回浅川町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 零時08分